

しらさぎ学級及びしらさぎ第3学級指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 しらさぎ学級
しらさぎ第3学級
 - 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
 - 3 指定管理者候補者選定結果
社会福祉法人 青藍会
理事長 阿武 義人
山口市吉敷中東一丁目1番2号
 - 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行っています。
また、しらさぎ学級及びしらさぎ第3学級の現在の指定管理者です。
 - 5 募集及び選定の経過
募集要項・仕様書の決定 令和6年7月8日（水）
受付期間 令和6年9月2日（月）～令和6年9月20日（金）
質問書の受付 令和6年8月8日（木）～令和6年8月23日（金）
選定委員会によるヒアリング及び審査 令和6年10月18日（金）
 - 6 指定管理者応募団体
社会福祉法人 青藍会
 - 7 選定の方法
(1) 選定委員会委員
藤井 正治 こども未来部長（委員長）
山本 裕史 こども未来部次長
大田 紀子 山口学芸大学教授
中西 淳 小郡南小学校校長
渡邊 太朗 小郡南小学校PTA会長
(2) 提出書類の確認
応募団体からの提出書類については、募集要項に定める応募の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
(3) 応募団体ヒアリング
応募団体に対し、応募団体ヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
実施日 令和6年10月18日（金）
場 所 小郡地域交流センター 第2研修室
要 領 20分間のプレゼンテーション後、質疑応答

(4) 審査内容

提案内容の審査については、応募団体の指定申請等書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、次の審査基準により候補者として選定しました。

【審査基準】

総配点合計の6割（基準点）を超える場合候補者とする。

8 選定結果の概要

【審査基準】

選定基準	配点	委員数	総配点	青藍会
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	38
施設の効用を最大限発揮できる能力を有していること	95	5	475	356
施設の管理経費の縮減が図られること	5	5	25	15
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	308
市の施策への貢献が期待できること	10	5	50	38
総 計	200	5	1,000	755
基 準 点	—	—	600	

9 講評

しらさぎ学級及びしらさぎ第3学級は、本市小郡南小学校区において、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ、(別紙) 指定管理者候補者選定基準に基づき検討し、審査しました。

社会福祉法人青藍会は、放課後児童クラブだけでなく、認可保育所や放課後デイサービス等の児童福祉事業の運営実績があり、乳幼児期から小学校就学への接続や配慮が必要な児童への支援についてノウハウを備えていることから、きめ細やかな利用者対応が見込めます。

子どもの自主性を尊重した活動を運営方針の基盤とすることで、児童の健全育成について考慮されていること、また、社会福祉法人青藍会独自の研修制度等の導入により放課後児童クラブにおける人材育成について意欲的であることから、安定した学級運営が期待できる点など、同法人の強みを生かした魅力的かつ優れた提案が認められました。

以上のような点を踏まえ、審査基準に従って社会福祉法人青藍会をしらさぎ学級及びしらさぎ第3学級の指定管理者の候補者として選定します。

別紙 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	審査書類	評点
大項目	小項目			
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	事業計画書 1. (3)	10点
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	指定管理者に応募した動機	・事業運営に対する姿勢は意欲的か。 ・施設の公益性を認識しているか。	事業計画書 1. (1)	5点
	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	事業計画書 1. (2)	15点
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	事業計画書 2. (1)	15点
		平日の活動内容	事業計画書 2. (2)	10点
		土曜日・長期休業中の活動内容	事業計画書 2. (3)	10点
		支援の必要な児童への対応	事業計画書 2. (4)	15点
		児童の衛生管理、体調管理	事業計画書 2. (5)	15点
	地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	事業計画書 2. (6)	10点
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	収支予算書	5点
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	安定した運営を行うための財政的基盤	・応募者の財務状況は健全であるか。	財務諸表	10点
	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	事業計画書 3. (1) 3. (2)	10点
	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	事業計画書 3. (3)	10点
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	事業計画書 3. (4)	10点
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	事業計画書 4. (1) 4. (2)	10点

	人材育成のための取り組みがなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取り組みがなされているか。	事業計画書 4. (3)	15点
	同種施設、類似施設での運営実績があること	・放課後児童クラブ、その他児童福祉施設の運営実績があるか。	児童福祉事業の実績	15点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	市の施策を踏まえた事業提案があること	・事業者独自の取り組みが市の施策へ貢献しているか。 ・放課後児童クラブだけではなく、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援などについて連携した取り組みが提案されているか。	事業計画書 5. (1)	10点
合計				200